



# 募 集

## 市非常勤職員 (旅券発給事務) を募集

**受験資格** 旅券発給事務など窓口業務に従事した経験があり、日曜日勤務が可能な人

**採用人数** 1人

**試験日・内容** 5月13日(土) (予備日14日(日))、面接試験 ※面接時間・場所は

申し込み時にお知らせします。勤務日、業務内容などは、市非常勤職員試験実施要領をご覧ください。

※任用期間は原則1年間で、勤務成績などにより翌年度の契約更新が可能(上限あり)です。

**合格発表** 5月末日までに本人へ通知

**申し込み** 5月1日(月)~11日(水) (土・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時30分)までに、所定の申込書に必要事項を記入し、写真を貼って市民窓口課(内線135)へ(郵送不可)

※申込書、実施要領は5月1日(月)~、人事課(内線322)および市民窓口課で配布(市ウェブサイトの各課のページ「人事課」からダウンロードも可)。

## 保健センターアルバイト募集

**職種** 看護師

※勤務時間や業務内容など、詳しくはお問い合わせください。

**申し込み** 事前に電話で連絡の上、履歴書に資格証明書の写しを添えて保健センター〔☎(28)5520〕へ(郵送不可)

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日	午後1時~4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、祝日を除く、1年間で1回利用可
	第1・3水曜日	午後1時~4時	金剛連絡所	
市 民 相 談	月~金曜日	午前9時~午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)、祝日を除く
行 政 相 談	18(水)	午後1時~4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司 法 書 士 相 談	16(火)	午後1時~4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1年間で1回利用可
特 設 人 権 なんでも相談	12(金)	午後1時~4時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可(内線544)、人権擁護委員による相談、問い合わせ(内線472)
	6/1(水)	午前9時~正午、午後1時~4時		
女性のための 電 話 相 談	5(水)、12(金)、16(火)、 23(火)、6/2(金)	午前10時~午後2時		〔☎(23)0567〕、問い合わせ(市役所内線474)、女性の相談員による相談
女性 の 悩 み 相 談	11(水)	午前10時30分~午後0時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※11(水)は午後3時30分まで
	19(金)	午後1時30分~4時30分		
人 権 相 談	月~金曜日	午前9時~午後5時	市人権協議会	事前予約も可〔☎(24)3700〕、電話相談も可、祝日を除く
生 活 相 談	月~金曜日	午前9時~午後5時	(人権文化センター内)	
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時~3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約〔☎(26)1233〕、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月~金曜日	午前9時~午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
児童家庭相談	月~金曜日	午前9時~午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206~208)、祝日を除く
発 達 相 談	月~金曜日	午前9時~午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子 育 て 相 談	月~金曜日	午前9時~午後5時	児童館	電話相談も可〔☎(25)0666〕、祝日を除く
健 康 相 談	月~金曜日	午前9時~午後5時30分	保健センター	要予約〔☎(28)5520〕、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも 相 談	月~金曜日	午前9時~午後5時	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動 相 談	月~金曜日	午前9時~午後9時	市民公益活動支援センター	要予約〔☎(26)7887〕、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農 業 相 談	9(火)	午後1時~3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商 工 相 談	月~金曜日	午前9時~午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談〔☎(25)1101〕、祝日を除く
商工法律相談	9(火)	午後2時~4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
経 営 相 談	10(水)	午後1時30分~4時50分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
日本政策金融公庫相談	10(水)	午後1時30分~3時30分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
税理士による税務相談	12(金)	午後2時~4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
消 費 者 相 談	月~金曜日	午前9時~正午 午後1時~4時	市役所1階市民相談室 (消費生活センター)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン〔☎(局番なし)188〕
就労支援相談	月~金曜日	午前9時~午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会〔☎(24)3700〕
お出かけ就労支援相談	23(火)	午前9時30分~正午	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	17(水)	午後1時~4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション〔☎(26)9441〕
労 働 相 談	11(水)	午後2時~5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談、問い合わせ(内線481)
障がい者就業 ・生活相談	15(月)	午後2時~5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません)、問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	25(水)	午後1時~2時30分 午後2時30分~4時	青少年センター	要予約〔☎(24)1451〕、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月~金曜日	午前9時~午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談
住宅関連法律相談	19(金)	午後1時~4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線436、437)、定員6人



## 税

### 固定資産税・都市計画税の減免

次の全ての要件に該当している場合は、固定資産税・都市計画税の2分の1が減免されます。減免を受けるためには6月30日(金)までに申請が必要です。

- ①納税義務者が今年1月1日現在、65歳以上の人、特別障がい者、寡婦、寡夫のいずれかであること
- ②納税義務者および当該納税義務者と生計を一にする人全員が、個人の住民税均等割非課税の限度額以下の所得であること
- ③所有している固定資産が自己居住用だけであり、居住家屋の延べ床面積が70平方メートル以下であること
- ④固定資産税・都市計画税の年税額(土地・家屋の合計)が5万円以下であること

**問い合わせ** 課税課 (内線113~116)

### 固定資産税納税通知書を送付

5月1日付で、29年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送しました。同通知書の内容について分からないことがあるときは、課税課までお問い合わせください。

課税内容について、納税者からよくいただく質問を次のとおりQ&Aにまとめました。

**Q1** 25年に新築した住宅、または23年に新築した3階建以上の耐火・準耐火住宅の固定資産税が急に高くなったのはなぜですか？

**A1** 新築住宅に対して、減額制度が設けられており、一定の要件に該当する場合、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分(3階建以上の耐火・準耐火住宅は5年度分)に限り、120平方メートルまでの居住部分に相当する固定資産税(家屋分)の2分の1が軽減されます。急に高くなったのは、新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了したため、本来の税額に戻ったからです。

**Q2** 土地利用に変化なく、評価額も下がっているのに、税額が上がったのはなぜですか？

**A2** 土地の税金に関して、税額の上昇に一定の限度を定め、急激な増額を抑える「税負担調整措置」の変更が原因の一つに考えられます。地方税法の一部改正に伴い、一部地目(住宅用地、市街化区域農地)についてこの限度が引き上げられることになりました。このため、評価額が下がっているにもかかわらず税額が上がる土地があります。

**Q3** 固定資産税は1月~12月までの税金ですか？4月~3月までの税金ですか？

**A3** 固定資産税は、毎年1月1日の所有者に対して、その年の4月1日から始まる会計年度分の税として課税する年税です。いつからいつまでの期間に対して課税するという事は地方税法には定められていません。従って、売買時に固定資産税・都市計画税を月割や日割で案分計算する場合の起算日は、売主と買主の間で話し合ってください。

**問い合わせ** 課税課 (内線113~116)

### 軽自動車税の減免

#### 対象者

①身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者で、軽自動車(原動機付自転車を含む)の所有者

※手帳所持者と同一世帯の人が所有する軽自動車や、手帳所持者だけで生活する人が所有する軽自動車を常時介護者が運転する場合も減免の対象です。※減免が適用されるのは対象者1人につき1台です。すでに普通自動車などで減免を受けている場合は対象外です。

②生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

**届け出** 5月31日(水)までに手帳(①に該当する人)または生活保護受給証明書(②に該当する人)、印鑑、運転免許証、車検証(原動機付自転車は申告済証)、納税通知書、納税義務者の個人番号カードまたは通知カードおよび本人確認書類を持参(代理で申請する場合は申請者の本人確認書類も持参)し、課税課または金剛連絡所へ

**問い合わせ** 課税課 (内線110)

### 自動車税の納期限

○自動車税の納期限は5月31日(水)です。納税通知書記載の金融機関、府内の郵便局、コンビニエンスストア、府税事務所、クレジットカード(インターネットによる手続き)で納期限までに納めてください。

**問い合わせ** 府自動車税コールセンター ☎0570(020)156



## 相談

### 行政書士無料相談

行政書士会南大阪支部では、同無料相談を実施します。

**とき** 5月20日(水)、6月17日(水)、いずれも午後1時30分~4時30分

**ところ** レインボーホール(市民会館)

**内容** 相続・遺言、成年後見制度、不動産の賃貸借・売買契約、各種許認可などに関する相談

**申し込み** 5月8日(月)~、濱田さん(同支部) ☎(50)1110(日曜日を除く午前10時~午後6時)へ

### 年金相談

日本年金機構による同相談を実施します。

**とき** 5月23日(火)、午前10時~正午、午後1時~4時

**ところ** 市役所地下904会議室

**持ち物** 年金手帳、年金証書、ねんきん定期便など

**申し込み** 5月22日(月)までに保険年金課(内線170)へ

### 今月は固定資産税・都市計画税の第1期分と軽自動車税の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

預(貯)金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局などへ。また、預(貯)金口座のキャッシュカードを納税課、金剛連絡所に持参して手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。納税課(内線122)

◆固定資産税 都市計画税		◆市・府民税		◆軽自動車税	
第1期	5月	第1期	6月	全期	5月
第2期	7月	第2期	8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。	
第3期	9月	第3期	10月		
第4期	12月	第4期	1月		

各施設の電話番号は31ページをご覧ください

## 認知症介護家族の交流会

**とき** 5月24日(水)、午後1時30分～3時  
**ところ** 保健センター3階  
**内容** 交流会、認知症サポート医の話  
**対象者** 市内在住で認知症の人を介護している家族（認知症の人が市内在住の場合も可）  
**定員** 20人 **参加費** 無料  
**申し込み** 5月18日(木)までに高齢介護課（内線189）へ（申し込み多数の場合抽選）※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

## 認知症予防教室

**とき** 6月2日～23日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分（全4回）  
**ところ** けあばる  
**内容** 認知症に関する講義、認知症予防に役立つ運動や食事、音楽など  
**対象者** 市内在住で65歳以上の人  
**定員** 30人 **参加費** 無料  
**申し込み** 5月23日(水)までにウエルネスけあばるへ（電話申し込み可）※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

## がん市民公開講座

医師の講演などの他、清水 健さん（キャスター）に「大切な人の『想い』とともに」というテーマでお話をさせていただきます。  
**とき** 5月27日(土)、午後1時～4時ごろ  
**ところ** ラブリーホール（河内長野市西代町12の46）  
**定員** 1300人（当日、直接会場へ）  
**受講料** 無料  
**問い合わせ** 大阪南医療センター〔☎(53)5761〕

## 府民公開講座「アトピー性皮膚炎について」

**とき** 5月20日(土)、午後2時～4時  
**ところ** 大阪はびきの医療センター（羽曳野市はびきの三丁目7の1）  
**定員** 100人（申し込み先着順）  
**受講料** 無料 ※手話通訳あり。  
**申し込み** 5月8日(月)～18日(木)までに講座名、参加者の氏名、電話番号、会場までの交通手段を記入し、ファクスで、同医療センター〔☎072(957)2121・FAX072(957)6285〕へ（電話申し込み可）

## 地域公開講座「きし元気塾」

**とき** 5月21日(日)、午前10時～11時30分  
**ところ** 介護老人保健施設きし（中野町西二丁目273）  
**内容** 口腔内清掃や機能維持についての話、口腔内ストレッチの体験  
**定員** 40人（申し込み先着順）  
**受講料** 無料  
**申し込み** 5月8日(月)～、介護老人保健施設きし〔☎(23)0201〕へ

## 若さ・健康・体力アップ教室

**とき** 6月14日～7月26日の毎週水曜日、午前9時45分～11時45分（全7回）  
**ところ** けあばる  
**内容** 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイント、口のケアについてなど  
**対象者** 市内在住で65歳以上の人  
**定員** 30人  
**参加費** 無料  
**申し込み** 6月4日(日)までにウエルネスけあばるへ（電話申し込み可）※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

## ミニ介護面接会&相談会

**とき** 5月18日(木)、午後2時～4時（受け付けは午後3時30分まで）  
**ところ** ハローワーク河内長野（河内長野市昭栄町7の2）  
**対象者** 介護業界での仕事を希望する求職者  
**参加費** 無料（当日、直接会場へ）  
**持ち物** 履歴書、ハローワーク紹介状※複数の企業を面接される人は履歴書を複数ご用意ください。  
**参加企業** 5社  
**問い合わせ** ハローワーク河内長野〔☎(53)3081〕



## 介護保険

### 地域密着型サービス事業者を募集します

本市では、第6期介護保険事業計画に基づいて整備する同サービス事業者を次のとおり募集しますので、6月1日(木)～30日(金)までに申請書を高齢介護課へ提出してください。

なお、申請書の入手方法や募集要項など、詳しくは市ウェブサイトの各課のページ「高齢介護課」をご覧ください。

#### 募集するサービスの種類および圏域

- ①地域密着型特定施設入居者生活介護  
・第2圏域（第二・第三中学校区）
- ②看護小規模多機能型居宅介護  
・第1圏域（喜志・第一中学校区）  
・第3圏域（金剛・葛城・藤陽・明治池中学校区）
- ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
・第2圏域（第二・第三中学校区）

**問い合わせ** 高齢介護課（内線175）

# 広告枠

※広告の問い合わせは、株式会社ホープ〔☎092(716)1404・FAX092(716)1467〕へ。

保健医療

子育て

相談

くらし

ゆとり



## 国民年金

### ご存じですか？ 第1号被保険者への独自給付

国民年金には、老齢・障がい・遺族基礎年金の他、第1号被保険者の独自給付として次の給付があります。

#### 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を一にしていた遺族（配偶者、子など）に支給されます。

ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

#### ◆死亡一時金の額

第1号被保険者として保険料を納めた期間	支給額
36カ月以上180カ月未満	12万円
180カ月以上240カ月未満	14万5000円
240カ月以上300カ月未満	17万円
300カ月以上360カ月未満	22万円
360カ月以上420カ月未満	27万円
420カ月以上	32万円

※付加保険料を納めた期間が3年以上のときは、8500円が加算されます。

#### 寡婦年金

夫が亡くなったときに次の①～④の要件を満たす妻に60歳から65歳になるまでの間、支給されます。ただし、寡婦年金を請求した場合は、死亡一時金を請求できません。

- ①婚姻期間（内縁関係含む）が10年以上継続していた
- ②夫によって生計を維持されていた
- ③夫が死亡した月の前月までの第1号被保険者としての保険料を納めた期間と、免除された期間を合算して25年以上ある ※29年8月1日(火)以降の死亡の場合は10年以上に短縮されます。
- ④夫が障がい基礎年金や老齢基礎年金を受けたことがない

#### ◆寡婦年金の額

夫が受けられたであろう老齢基礎年金の額の4分の3

**問い合わせ** 天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531、保険年金課（内線153、154）



## 国民健康保険

### 前年分所得の簡易申告にご協力を

6月に決定する1年間の国民健康保険料は、皆さんから申告していただいた28年中（1月～12月）の所得に基づいて算出します。

税務署や市役所へ税の申告をされていない人や、会社などから源泉徴収票が提出されていない人については、所得の内容を確認するため、5月上旬に国民健康保険料に関する申告書（簡易申告書）を送付しますので、期限までに必ず提出してください。

また、学生や病気で収入のなかった人、年金で生活している人も簡易申告にご協力ください。

**問い合わせ** 保険年金課（内線150、151）

### 28年度の国民健康保険料の納め忘れはありませんか

6月には、29年度国民健康保険料が賦課されます。

未納額が積み重なると納付しなければならぬ金額が高額になるだけでなく、差し押さえなどの滞納処分により不利益が出る場合があります。

28年度の納め忘れは、5月中に納付してください。

**問い合わせ** 保険年金課（内線152、156）



## 福祉

### 献血にご協力を

**とき・ところ** 5月6日(土)、午前10時～午後4時30分＝エコール・ロゼ、13日(土)、午前10時～午後3時＝伏山台小学校、16日(火)、午後2時～4時30分＝富田林病院、25日(木)、午前10時～正午、午後1時～4時30分＝富田林市役所 ※献血を受けていただける条件など詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 市献血推進協議会 ☎(25)82611

### 日本赤十字活動資金にご協力を

毎年5月1日から2カ月間、全国一斉に日本赤十字運動を実施します。赤十字奉仕団、町会（自治会）をはじめ多くの皆さんのご協力により、昨年は約1810万円の活動資金が集まりました。

今年も人道的国際支援や災害時の備蓄を充実させるため、活動資金へのご協力をお願いします。

**問い合わせ** 地域福祉課（内線282）



## 上下水道

### 悪質な訪問販売にご注意を

最近、市から委託されたような口ぶりで、水質調査をし浄水器を販売したり、水道管を清掃したりする事案が多く発生しています。

市が各家庭を訪問し、浄水器の販売や、上下水道の調査・工事などをすることはありません。

必要でない場合や不審に感じた場合は毅然とした態度で断ってください。

また、「だまされたかな」と思われる人は消費者相談をご利用ください。

**問い合わせ** 上下水道総務課（内線254）、市消費生活センター（内線186）



## 講座

### 木造住宅耐震・リフォームのコツ

専門家による耐震、リフォームについての講演会と個別相談会を開催します。耐震工事やリフォームを考えている人は、ぜひご参加ください。

**とき・内容** 5月21日(日)、午後1時～3時35分＝講演会、午前11時～午後0時30分、午後3時40分～4時40分＝個別相談会（事前予約の人を優先します）

**ところ** 市消防本部4階大講堂 ※車でお越しの場合は、市役所駐車場をご利用ください。

**定員** 50人（申し込み先着順）

**参加費** 無料

**申し込み** 5月6日(土)～、NPO法人「人・家・街安全支援機構」☎0120(263)1501 へ（日曜日、祝日は除く）